

## 「地方税財源の確保・充実等に関する提言（案）」に対する意見

## II 税制抜本改革の推進等

## 1 社会保障と税の一体改革

(5) 地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人税の廃止税源の偏在性の是正

~~税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。~~

~~地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少等により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。そのため、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、税源の偏在是正策を講ずることが必要不可欠である。~~

平成 26 年度税制改正においては、消費税・地方消費税の 8% への引上げを踏まえ、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化することによる偏在是正策が講じられ、併せて地方法人特別税の規模を 2/3 に縮小し、法人事業税への復元が図られたところである。

さらに、平成 26 年度与党税制改正大綱においては「消費税率 10% 段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされている。

~~このため、消費税・地方消費税の 10% への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。~~

しかしながら、地方の自主財源である法人事業税に加えて法人住民税をも一部国税化した今回の税制改正は、受益と負担という原則に反し、地方分権改革の流れに逆行するものである。

また、企業誘致、地域経済活性化へのインセンティブを損なうものである。

したがって、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を廃止し、法人事業税として復元することはもちろん、地方法人税についても撤廃すべきである。

#### ~~(6) 地方法人特別税・譲与税制度の抜本的な見直し~~

~~地方法人特別税・譲与税制度については、あくまでも暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべきであるが、単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大すること、また景気回復に伴い法人関係税収が増加するとさらに税収格差が拡大することになるといった課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえるべきである。~~

- 地方全体を見れば、偏在性の小さい地方消費税の税率の引上げは税源の偏在を縮小させる方向に働くこととなる。
- そのような中、地方の自主財源である法人事業税に加えて法人住民税をも一部国税化した今回の税制改正は、受益と負担という原則に反し、地方分権改革の流れに逆行するものである。  
また、企業誘致、地域経済活性化へのインセンティブを損なうものである。
- したがって、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を廃止し、法人事業税として復元することはもちろん、地方法人税についても撤廃すべきである。

### 3 自動車関係税制の見直し

(略)

平成 27 年度税制改正に向けた検討にあたっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、自動車税の見直し等による安定的な代替税財源の確保と自動車取得税の廃止を同時に実施すべきである。

- 自動車取得税の代替税財源の確保に関しては、26 年度与党税制改正大綱において、特段の方針が示されていないが、今回の案に新たに加わった「自動車税の見直し等による」とする表現は、自動車関係税の中だけでの代替税財源確保を容認するような誤解を与えることが懸念されることから、削除されたい。